

# 人民法院第三次五力年改革綱要（2009-2013）

2009年3月25日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 人民法院第三次五カ年改革綱要（2009-2013）

2009-03-27 10:20:15

最高人民法院による「人民法院第三次五カ年改革綱要（2009-2013）」の印刷配布に関する通知

各省・自治区・直轄市の高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院

「人民法院第三次五カ年改革綱要（2009-2013）」はすでに中央により批准された。よってここに印刷して諸君に配布する。着実かつ徹底的に執行するよう求める。執行過程における重大事項はすみやかに当院に報告すること。

二〇〇九年三月一十七日

党の十七大精神を貫き、中央による司法体制およびその業務機構の改革に関する総体的要求を実行し、社会の公平と正義を守り、大衆の司法に対する新たな要請や期待を満たし、人民法院の科学的な発展を実現することを目的として、ここに「人民法院第三次五カ年改革綱要（2009-2013）」を制定する。

### 一、人民法院司法改革徹底のための指導思想、目標および原則

#### （一）人民法院の司法体制及びその業務機構の改革を徹底するための指導思想

人民法院の司法体制及びその業務機構の改革を徹底するための指導思想とは以下の内容を指す。中国の特色ある社会主義という偉大なる旗印を高らかに掲げ、鄧小平理論や「三つの代表」といった重要な思想を指導とし、より深い科学的発展観を実現し、堅固な社会主義法治理念を打ち立て、厳格な管理、公正な、科学技術に基づいた強化という業務方針を徹底し、大衆の司法に対する要求から出発して、人民の利益を根本に据え、調和のとれた社会の実現の促進を基本路線とし、権力に対する制約及び監督の強化を重点に据え、大衆が不満を抱える現実的課題から着手し、司法の公正さや効率性、能力及び権威に影響及び制約を与える重要なプロセスをしっかりと把握し、大衆が最も関心をよせ最も改善を期待する司法上の課題や人民法院の科学的発展を阻害する体制的、機構的、保障的障害の解決をいっそう進め、中国の特色ある社会主義司法制度の優位性を十分に引き出し、社会主義市場経済体制の円滑な運行や、中国の特色ある社会主義事業に対して堅実にして信頼できる司法的保障と調和の取れた安定した社会環境を提供する。

## (二) 人民法院司法体制および業務機構の改革の徹底の目標

人民法院司法体制と業務機構の徹底的な改革の目標とは以下の内容を指す。人民法院の職権の配置の最適化をいっそう進め、飴と鞭の刑事政策を実行し、組織体制を強化し、経費保障体制を改革し、司法の国民向けの業務に関する体制を健全化し、日々高まる大衆からの司法に対する要請や相対的に至らないと判断される問題の解決に力をいれ、中国の特色ある社会主義裁判制度の自己整備と発展を推進し、公正で効率的、そして権威のある社会主義司法制度を確立する。

## (三) 人民法院司法体制と業務機構改革徹底のための原則

人民法院司法体制と業務機構改革徹底のための原則とは以下の内容を指す。一つめは、一貫して党による指導を堅持すること。司法体制と業務機構の改革は我が国の政治体制改革の重要な一部であり、政治的、政策的、法律的要素を色濃く有している。よって党の統一の指導の下、科学的かつ民主的に法律に依拠して政策を決定し、段階的かつ漸進的な進歩を遂げ、上から下への体制を確立し、計画を重点的に実施する。司法改革の方針をしっかりと把握し、人民法院の司法改革の正しい政治方針を確立しなければならない。二つめは、一貫して中国の特色ある社会主義という方針を堅持すること。司法体制と業務機構の改革は人民民主專政という我が国の国体と人民代表大会制度という政体に符合し、マルクス主義法制思想と社会主義法治理念を指導として、中国の特色ある社会主義による政治的發展、法治建設の道を進むこと、党の事業・人民の利益・憲法に代表される法律を至上とする姿勢を体现することで社会や経済の健全かつ速やかな發展や国家の安全及び社会の安定、社会主義司法制度の自己整備と發展、党の人民法院の業務に対する指導の強化と改善

三つめは、一貫して国情ありきという姿勢を堅持すること。司法体制と業務機構の改革は我が国が今なお社会主義の初期段階に置かれているという基本的な国情と發展段階における特徴に立脚し、人類の法治文明の有益な成果を真剣に研究、吸収そして手本とするだけでなく、外国の司法制度や司法体制をそのまま模倣しないということが必要である。また時代に歩調を合わせるだけでなく、現実段階を無視した過度の要求を提出しないことが必須である。四つめは一貫して大衆路線を堅持すること。司法体制と業務機構の改革の際は、大衆の意見を十分に聴取し、大衆の意思を十分に実現し、大衆が不満を抱える問題の解決に眼を向け、大衆による監督と検証を自覚的に受け入れ、真の意味で人民のための、人民に依拠した、人民に恩恵の及ぶ改革を行わなければならない。五つめは、一貫して中央による統括と協調を堅持すること。司法体制と業務機構の改革は人民法院が法律の授ける職務的使命の遂行能力を高めることを立脚点とし、中央と地方、当面と長期的な視点の関係の統括と協調を進め、上級法院と下級法院、人民法院とその他の政治法制部門の関係の統括と協調を進め、各種改革措置を確実に我が国の社会や経済の發展、民主政治の確立、公民の法律的素養の向上といった要求に適応させるだけでなく、人民法院や法院の指導的地位の特徴にも適応させ、人民法院の事業の科学的發展を積極的に推進しなくてはならない。

六つめは、法律に基づいた改革の推進を堅持すること。司法体制と業務機構の改革の各種措置を実施する際には憲法や法律に依拠し、人大による監督を自覚的に受け入れ、人民法院の憲法上の地位と司法の権威を保護し、また現行の法律と衝突するものについては、全て関連する法律・法規を改正した後に実施し、憲法の本質や法律の規定に確実に符合させなければならない。七つめは一貫して司法業務の客観的な規律の遵守を堅持すること。司法体制と業務機構の改革のさいには裁判や執行業務に特有の規律を組み合わせ、特定の国情及び環境下における司法規律の具体的な応用及び実現の可能性についての探求を重視する必要がある。科学的発展観による司法改革の全体の統括を堅持し、司法規律に符合する科学的な裁判制度や効率的な業務執行体制を確立し、司法管理体制を整備し、人民法院の司法能力の向上に取り組み、人民法院の各種改革措置を我が国の社会及び経済の発展と社会主義民主政治建設といった課題に確実に適応させなくてはならない。

## 二、2009-2013年人民法院司法改革の主要任務

### (一) 人民法院の職権配置の最適化

1、人民法院の司法上の職権の運用体制を改革、整備する。裁判及び執行業務を中心に、裁判業務部門間、総合管理部門間、裁判業務部門と総合管理部門、上級法院と下級法院の間の職権配置を最適化し、より合理的な職権構造と組織体系を形成する。

2、刑事裁判再度を改革、整備する。自由裁量権を規範化し、量刑を審理手順に組み込み、「人民法院の量刑手続きに関する指導意見」を研究及び制定する。刑事訴訟の一審および二審の手続きを改善し、検察期間や弁護士の刑事裁判における職業的役割に関する規定を履行し、裁判の質と効率を確実に向上させる。減刑や仮釈放の審理手続き公開の制度を確立し、重大刑事事件の犯人に対する減刑及び仮釈放の適用条件を厳格化し、同時監督を強化する。関連各部門と協力して重大、難解、複雑な案件の審理期間を立法による整備、重病による一時的な釈放、暫定的な監獄外服役、服役地変更の適用条件と裁定プロセスの改善、刑事裁判に付帯する民事裁判の制度、財産刑や刑事裁判に付帯する民事訴訟裁判の執行に関わる業務体制の規範化、訴訟調停の強化、裁判執行の促進、刑事訴訟上の証拠に関する制度の改善、刑事訴訟における証拠審査に関する規則の制定、証拠の信憑性に関する基準の統一化、証人や鑑定人の出廷や保護に関する健全な制度の確立、調査人員の出廷及び証言の範囲や手続きの明確化

3、民事、行政裁判制度を改革、整備する。民事訴訟における証拠に関する規則の整備をいっそう進める。軍事法院が軍内部における民事案件を受理する際の具体的な条件を明確化する。知的財産案件の特徴に符合する健全な裁判体制及び業務機構を確立し、直轄市や知的財産案件の比較的多い大規模及び中規模の都市において、知的財産案件の受理を統括す

る綜合法廷の設置を採求する。行政訴訟の改正プロセスを推進し、行政訴訟の裁判体制や管轄制度の改革及び整備を促進する。民事、行政訴訟の簡易手続きを整備し、簡易手続きを適用可能な案件の範囲を明確化し、簡易手続きによる審理の原則を制定する。新しい類型や、困難を伴うもの、集団によるものや、敏感な民事案件の裁判情報の協調体制を確立し、裁判の基準の統一を保証する。

4、再審制度を改革、整備する。刑事裁判の監督手続きを整備し、裁判監督手続きに照らして提出された刑事控訴案件の裁判手順を規範化し、刑事訴訟案件の立件及び再審の職能の分担と業務プロセスを整備する。民事再審の手続きを整備し、法に基づいて当事者の再審申し立ての権利を保護し、法に基づいた過失の修正と司法の既判力の保護の関係を適切に処理し、一般人による告訴や再審が難しいという課題を適切に解決する。

5、裁判組織を改革、整備する。裁判委員会が検討する案件の範囲及びその手続きを整備し、裁判委員会の職責と管理業務を規範化する。人民検察院検察長及び検察長に依託された副検察長が同級人民法院裁判委員会に列席するという規定を履行する。合議制裁判を整備し、合議制法廷と裁判長の職責を強化する。人民陪審員制度をいっそう整備し、人民陪審員の選任範囲や裁判活動への参加の範囲を拡大し、人民陪審員による案件に審理への参加を規範化し、関連の管理制度を規範化し、保障措置を履行する。

6、民事、行政案件の執行体制を改革、整備する。執行プロセスと執行行為を厳格に規範化し、執行業務の効率化を進める。人民法院が統一する執行作業体制を規範化する。高級人民法院の当該管轄区内における執行業務の統一管理、統一強調による業務体制の整備を進める。執行に対する異議や異議の申し立てに関わる制度を整備する。裁判と執行の分立の原則を貫き、裁決執行権や執行実施権の分権を制約とした執行体制を確立し、当事者による異議申し立てがある場合はその判決を下した裁判所が再審する。訴訟中の財産管理措置の業務分担を規範化し、査定・競売・換金手続きを整備し、執行手続き中の財産調査・管理・処分及び分配制度を健全化し、執行回避行為を制裁する。関連部門と協力の下、健全な執行抑止体制を確立し、法に基づいて関連部門や団体の執行協力における法的義務を明確化する。党委政法委組織が協力し、人民法院が主催し、関連部門が連動し、社会各界が参加する執行業務の長期的体制の確立を推進する。

7、上級人民法院と下級人民法院の関係を改革、整備する。上級人民法院の下級人民法院に対する業務指導や監督体制を強化、整備し、上級人民法院が下級人民法院に対して行う司法業務管理、司法人事管理、司法行政管理等の範囲や手続きについて明確化し、科学的な組織体系を構築する。差し戻し再審制度を規範化し、差し戻し再審の条件を明確化し、差し戻し再審案件についての意思疎通や協調のための体制を確立する。下級人民法院の上

級人民法院への指示の要請及び報告に関する制度を規範化する。判決の宣告、通知、執行の委任に関する体制を整備する。

8、裁判管理制度を改革、整備する。権限及び責任が明確で、相互に協力関係が構築され、効率よく機能する健全な裁判管理業務体制を目指す。裁判業務の規律に適合する案件の品質評価基準や全国と同級法院に適応可能な統一された裁判プロセスの管理方法を研究、制定する。裁判管理部門の職能および業務手順を規範化する。

9、人民法院が外部から受ける制約や監督に関わる体制を改革、整備する。人民法院が党委による法院の指導グループ及びその職員、党組織、党幹部に対して行う監督行為を自発的に受け入れる体制を整備する。法に従って人大に対する報告業務ならびに監督の受け入れに関する業務体制を健全化する。人民法院が検察機関から受ける監督の内容、方式及び手順について規範化する。人民法院がメディアや世論から受ける監督に関わる業務機構を規範化する。

10、司法職業保障制度の建設に力を入れる。人民法院が法に基づいて独立で、かつ公正に裁判権を行使するための保障体制の建設を強化する。人民法院の法に基づいた独立での案件処理行為への党員や幹部による不当な関与に対する調査及び監視を強化する。法定手順違反案件関与に関する届出（登録）制度を研究し、確立する。人民法院への公務執行妨害や、人民法院が出した、すでに効力が発生している判決の執行を拒否するなどの違法犯罪行為の懲戒についての法律規定を整備する。最高人民法院による司法解釈に関する業務や関連部門との協調に関する制度、記録制度を整備し、司法解釈の統一及び権威を保証する。

## （二）刑事処罰の緩和及び厳格化政策の実行

11、法に基づいて量刑の厳格化を目的とした裁判制度及び業務体制を確立、整備する。新たな情勢下における重罪犯罪の法に基づく取締りに対する要請に適応し、重大犯罪を厳罰に処すための司法政策を適時制定し、罪状の確定と量刑に関する基準を整備する。死刑再審に関する手続きを整備し、死刑案件の再審の水準及び効率を高める。関連部門との協力のもと、犯罪者の犯罪記録に関する制度を研究、確立し、重大犯罪に対する量刑の厳格化を目的とした訴訟制度を整備する。死刑の執行猶予や無期懲役刑の執行を厳格に実行するための制度を確立し、死刑執行猶予期間開始後や無期懲役から有期懲役への減刑後における実際の刑期を明確化する。

12、法に基づいて量刑を緩和するための裁判制度及び業務機構を確立、整備する。未成年犯罪の裁判制度や関連する組織の設置を整備し、未成年の生理的、心理的特徴をふまえた案件審理方式及び刑罰執行方式への改革を推進する。被告人が罪を認めることによる条件

付での量刑緩和に関する制度を模索、確立する。関連部門との協力の下条件付での未成年による軽犯罪の犯罪記録抹消に関する制度を確立し、その条件、期限、手続きおよび法的制約について明確化する。老人による犯罪に対する適度な量刑緩和に関する司法体制を研究、確立し、その条件、範囲及び手続きを明確化する。被害者が直接提訴した刑事事件や軽犯罪案件における刑事和解制度を研究、確立し、その範囲及び効力を明確化する。法定刑以下の刑罰の言い渡しの許可に関する制度を整備する。軽犯罪の迅速な審理制度を研究、確立し、簡易手続きの適用範囲を拡大する。法に基づいて執行猶予制度の適用範囲を拡大し、監禁刑の適用を適宜減らし、監禁刑を適用しない案件の範囲を明確化する。

13、刑事処罰の緩和及び厳格化政策を徹底するための司法協調制度や保障制度を確立する。関連部門との協力の下、刑事裁判や行政法執行、規律違反に対する処罰の執行の効率的な連絡機構を確立する。刑罰の厳格化および緩和を実現し、社会の調和や安定を促進するための案件の処理水準の評定制度や賞罰体制を確立し、案件処理に対する評定指標システムを改善し、人民法院による誤審の認定基準や違法裁判に対する責任追及制度を整備する。

### （三）人民法院における組織の強化

14、裁判官の募集採用育成体制を整備する。関連部門との協力の下、裁判官の募集採用方法を整備する。最高人民法院、高級人民法院及び中級人民法院が裁判官を選抜あるいは募集するさいには、原則として下部組織における業務経験のある裁判官あるいはそのほかの優秀な法律人材のうち優秀なものから選んで採用する。裁判官の選任における資質の全面的な調査についての基準を確立する。出身地における赴任を前提とした選抜制度や育成の委託、定期的な業務、一定方向への人材の流動をなどの裁判官の募集採用方法に関する改革を通じて、中西部の少数民族地区や発展が不十分な地区の末端人民法院における裁判官の不足や次代の人材の断絶といった問題を確実に解決する。軍事裁判官から地方人民法院裁判官への転任に関する制度を確立、整備する。

15、裁判官の研修体制を整備する。裁判官に対する政治思想教育を強化し、社会主義法治理念教育による長期的な体制を形成する。裁判官の職業的特徴に適した在職研修制度を確立する。裁判官全員に対する集中研修制度を定期的に行う。新人裁判官に対する赴任前研修制度や昇進・昇級のための研修制度を整備し、人民法院による党や国家の大局的な業務に対する服務や大衆の利益を保護のための司法能力を強化する。少数民族裁判官の研修に力を入れる。特に少数民族裁判官に対する双語（漢語と少数民族の言語）研修を強化し、少数民族区における裁判業務で必要とされる、両言語に通じる裁判官を可能な限り迅速に育成する。

16、裁判官の行為規範を整備する。五つの厳禁規定を厳格に執行し、監督責任を果たし、

司法の清廉性を保証する。裁判や執行に関わる人間による違法裁判や違法執行に対する責任追究制度や指導幹部による職務上の過失に対する責任追及制度を確立する。審理業務に対する監督・査察制度を研究し、査察や処分業務を強化し、裁判官の司法上の違法行為に対する規範的な懲戒措置を強化する。

17、人民法院の腐敗防止やクリーン化の呼びかけに関する長期的な業務機構を整備する。裁判官の職業的特徴に適い、職権が明確で査察や責任追究能力の高い責任体系を構築し、司法の腐敗防止に関わる体制及び機構の根本的な改革を推進する。人民法院における腐敗の予防や懲罰に関するシステムの建設を強化し、社会主義裁判制度に適応する党员や幹部に対する監督査察体制及び機構を確立する。巡視制度を整備し、各部門に政治クリーン化監察員を派遣する制度を研究、確立する。裁判官の政治クリーン化調書に関する制度を確立し、司法の清廉性の保証や政治のクリーン化を促進するための体制を研究、確立する。ネットによる告発システムを健全化し、内外の監督組織間における情報伝達及び相互連絡業務を強化し、人民法院における党風紀クリーン化を推進する。

18、人民法院の人事管理制度や関連組織の設置についての整備を行う。人民法院の科学的な選抜任体制及び効果的な幹部監督管理体制を確立し、人事管理の透明性及び公開性を高める。裁判官及びその補助人員の分類管理に関する制度を整備する。人民法院司法警察に関する体制を改革し、司法警察の法的地位や役割、職責及び職権を明確化し、司法警察の職能的位置づけを最適化し、人員管理体制や業務機構を規範化し、裁判業務の特徴に適った警務保障システムを確立する。司法技術補助機構の設置に関する整備を行う。

19、人民法院の編制と職務序列に関する制度を整備する。関連部門との協力のもと、人民法院の業務的性質や各地区の特徴に適応する政治法律専門編制基準を制定し、さらに適応性の高い編制制度を研究、確立し、裁判官の定員制度を漸進的に実施する。裁判官の職業的特徴に適った職数の割合や職務序列に関する意見を制定し、末端人民法廷の裁判官の職級を適宜上げる。

20、裁判官に対する給料の支給や福利厚生及び任職の保障制度を改革、整備する。裁判官に対する支援制度を整備する。関連部門との協力の下裁判官の職業的特徴や裁判官の等級に相応しい給料の支給に関する政策を制定し、末端裁判官の収入安定を目的とした給料支給制度を研究、制定し、裁判官に対する定期的な増資の制度を整備する。裁判官の特別労働手当や案件処理手当、残業手当などの問題を全面的に解決する。裁判官の特別労働手当や裁判手当の全収入に対する割合は高める。裁判官の公務執行によって殉職したり、身体障害をかかえた場合の補償基準を高める。実践において存在する期限前の離職への対応策として、一線案件担当裁判官の退職制度を裁判官の職業的特徴に適うように改正

する。裁判官の人身の安全故障や任職補償などの職業補償制度を整備する。

21、人民法院の職員管理制度を改革、整備する。関連部門との協力のもと、人民法院の主要責任者が地区や部門の枠組みを越えて任職することに関する制度を整備する。人民法院の指導グループの構成員や中堅層の指導者の定期的な転任制度を確立する。院長、裁判長の一つの職場における二つの責任制度を確立し、裁判と裁判所（法院）の職責全体に対する二重の職責を履行させる。裁判官の流動や交流についての制度を確立する。裁判の水準や効率に対する調査を主要内容とした裁判の水準及び効率に対する監督管理システムや裁判官、裁判官助手、書記員、及びそのほかの行政職員の実績や分類管理を主要内容とする職場目標の調査管理システムや、総合サービス部門が保障する能力や水準を主要内容とする司法政務保障システムを確立する。

#### （四）人民法院の経費保障の強化

22、人民法院の経費保障体制を改革、整備する。関連部門との協力のもと、現行の行政経費保障制度を改革し、「責任の明確化、分類による負担、収支分離、全額保障」を実現する経費保障体制を確立する。人民法院の経費は大きく、人員経費、公用経費、業務用設備経費及び設備インフラ経費の四つに分類され、異なる地区や人民法院の業務特性に基づいて、各級財政負担の等級や比率を確定し、人民法院経費の財政からの全額負担を実現し、「収支別ライン」規定を履行し、収支連結を根絶する。中央の確立したプロジェクトごと、区域ごと、部門ごとの経費分類保障政策に基づき、関連部門との協力のもと、人民法院の実情に適った経費分類保障実施方法を制定する。人民法院の経費管理について制度上の改革と整備を行い、管理能力及び管理レベルを高める。

23、人民法院の公用経費の正常な範囲での拡大のための体制を確立する。関連部門との協力のもと、末端人民法院の公用経費保障基準の整備及び履行を行う。末端人民法院の公用経費の正常な範囲での拡大のための体制を確立し、高級人民法院は同級財政部門と協力して当該地区の社会的、経済的発展や財力の成長レベルや人民法院裁判業務における実質的な必要性に基づいて、末端人民法院の公用経費に関する基準を適時調整する。人民法院の業務用設備に関する基準を研究、制定し、業務用設備の配備に関する全面的な計画や年度計画を確定し、その経費を明確化する。人民法院のインフラ建設を強化し、人民法院の各種インフラ建設に関わる基準を研究、制定及び整備し、各種インフラ建設への投資における中央や省による財政負担の割合を確定させる。関連部門と協力してインフラ債務の漸進的に解消していく。

24、人民法院の情報化インフラを強化する。人民法院による行政管理、裁判官研修、案件情報管理、執行管理、投書・陳情管理などの方面に対する情報化の応用を促進する。全国

各級人民法院を網羅する裁判業務関連の情報ネットワークを可能な限り迅速に完成させる。裁判活動記録方式の改革の実施に関する意見を研究、制定する。全国の法院に統一で適用される案件管理プログラムソフト及び司法政務権利ソフトの研究、開発を行う。情報安全に関わるインフラ建設を加速する。人民法院とそのほかの国家機関の間での電子政務の協同事務への応用を推進する。全国法院の案件情報データベースを構築し、案件情報の検索システムの建設を加速する。

#### (五) 司法の利民業務体制の健全化

25、裁判及び執行の公開制度を強化、整備する。裁判や執行の公開制度の改革を継続的に推進し、裁判文書の論理性を高め、司法の透明性を高め、司法の民主化の進展を大いに推進する。法廷傍聴制度を整備し、法廷の生放送や中継放送についての規範化を行う。公開聴取制度を整備する。裁判文書のネット上での公表や案件の執行情報のネット上での検索についての制度を研究、確立する。

26、多元的な紛争解決体制を確立する。「党委による指導、政府による支持、多方面からの参加、司法による推進」をテーゼとする多元的な紛争解決体制確立の要求を考慮して、関連部門と協力して代替性の高い紛争解決体制の発展に力をいれ、調停を担う主体の範囲を拡大し、調停機構を整備し、大衆の紛争解決方法に対してより多くの選択肢を提供する。訴訟前調停や訴訟調停の間の効率的な連絡体制を強化し、多様な紛争解決方法の間における協調体制を整備する。

27、民意の伝達や表明の健全化のための体制を確立。科学的かつ効果的、透明性が高く、簡便な民意の伝達及び表明のための長期体制を健全化し、大衆の知る権利、参加する権利、意志を表明する権利及び監督権を十分に保障する。人民法院と人大代表、政協委員、民主党及び無党派層、膨大な大衆、弁護士、専門家及び学者などのコミュニケーション体制を整備する。人民法院の指導幹部が現場における民意の汲み取りを行うための体制を整備し、大衆の司法に対する要請を適時把握する。人民法院ネットワークによる民意の発表及び民院の調査について研究し、制度として確立し、大衆がインターネットを通じて直接人民法院に意見あるいは提案を提出できるように便宜をはかる。案件のフィードバック及び投書・陳情への回答について制度として確立し、大衆の裁判及び執行業務に対する意見や提案を適時把握する。大衆の意見に対する分析処理およびフィードバックに関して制度上の整備を行う。世論や世情の収集作業について関連体制の整備を行い、司法業務中の人民生活に関わる重要問題を適切に解決する。

28、陳情や投書処理業務について、関連体制の整備を行う。投書・陳情の総合管理業務について、関連体制を確立させる。陳情・投書の法治化、規範化を推進する。「訴え」と「投

書」の分離について、制度として確立する。陳情・投書処理業務に関する責任体制を整備し、責任追及制度を実施する。陳情・投書の終結について、研究を通して関連体制を確立し、陳情・投書秩序の規範化を行う。陳情・投書処理業務による情報のフィードバックについて、関連体制を整備する。人民法院の院長、裁判長による訴えへの対応についての制度を規範化する。

29、司法による持続的な利民政策に関わる体制を確立する。訴訟サービス機関を健全化し、訴訟指導、訴訟調停、リスクの告知、訴訟救助、案件検索、訴訟材料の収集や転用、陳情や投書への対応、文書査読などの業務を強化し、大衆が訴訟を行う際に便宜を図るようにする。長期的視野による立案、ネット上における立案に関する検索、巡回裁判、速裁法廷、長期的な審理などの利民措置を模索、推進する。末端司法サービスネットを確立し、末端人民法院及び人民法廷による郷村、社区における徳望の高く、サービス精神にあふれ、能力の優れた一般人を司法調停員として招聘するか、あるいは人民調停員や司法行政部門、業界組織に対して協力を要請して社会問題や紛争を解消する。

30、司法救助制度を改革、整備する。刑事事件の被害者への救助制度を確立し、犯罪の被害を受け、それによって生活が苦境に陥った人々に対して、国家による救助を実施し、人民法院の救助細則を研究、制定する。関連部門と協力して国家賠償制度の整備を推進し、賠償手続きを規範化し、賠償の執行を強化し、賠償の実効性を強化する、救済執行手続きを整備し、救助執行基金を確立する。

### 三、人民法院司法体制と業務機構改革の徹底に対する活動要求

#### (一) 指導の強化、責任の明確化

人民法院司法体制と業務機構改革の徹底とは、科学的発展観の徹底的な学習と実践を意味する重大な措置であり、現在と今後の一定時期における全国各級人民法院の重要な政治的任務である。各級人民法院は必ずこの業務を重要議事日程に盛り込み、組織的な指導や主要責任者自らによる指揮や、各担当責任者による徹底的な実行を強化し、連絡員制度とプロジェクト責任制を可能な限り迅速に確立し、各局面において責任単位や責任者、進捗状況や業務要求を明確化することで、課題を克服していかなければならない。最高人民法院による司法改革業務の指導グループは各種改革任務の統一的な案配と組織的な実施に責任を負い、状況の速やかに把握し、適時協力・調整及び指導を行い、検査や評価査定、総括などの業務の督促を強化する。最高人民法院の関連部門は各種改革任務を実行するための直接的指導者であり、各種改革任務の指導部門は具体的には該当するプロジェクトの徹底的な実施に対して責任を負い、協力部門と共に改革実行に関する意見の実施方案を制定する。各協力部門は専門人員を派遣して協同作業を担当し、指導部門が計画した改革業務

を速やかに完成させる。各指導部門は速やかに最高人民法院司法改革業務指導グループ弁公室に対して実施状況や研究・調整・協力を必要とする重大問題について報告する必要がある。地方の各級人民法院は関連部門及び専門人員を可能な限り迅速に確定し、各種改革任務の実行と組織的な業務の実施を実現し、新たな成果を挙げなければならない。異なる部門が担当する改革プロジェクトについて、人民法院の各関連部門は積極的に参加し、協力を惜しまず、各種改革任務の円滑な遂行を実現しなければならない。

## (二) 緻密な配置を行い、幅広く意見を聴取する

人民法院司法体制と業務機構改革の徹底は各方面に渡り、連動性が高いため、必ず意見を幅広く聴取し、緻密な計画を立て、周到な配置を行い、統一的協調のもと、各種改革措置を確実に実行する必要がある。各級人民法院が具体的な実施方案を研究、制定する際は、早めに計画し、早めに着手し、相互関連と協調作業を実現し、党委員会、人大、政府、政協、政法各組織及び社会各界の強い支持を得る必要がある。人民法院司法改革業務がそのほかの部門の業務に関わる時は、幅広く意見を聴取し、十分に協議を行い、コミュニケーションをはかる。重大な不一致が生じた場合には速やかに同級の党委員会及び人大に対する支持の要請や報告を行い、共同による問題の研究及び解決を行う。各級人民法院は党委員会による指導、人大による監督及び大衆による評価を自覚的に受け入れ社会各界の意見及び提案を主体的に求め、状況を正確に把握し、問題を十分に咀嚼し、その問題に適切に対応し、広範な社会及び大衆を土台として司法改革業務を着実に推進し、可能な限り迅速に各方面において眼に見える形での成果をあげる必要がある。

## (三) 措置の強化、実質的な効果の追求

人民法院司法体制と業務機構改革の徹底は、その求められる任務や責任、課された問題などがいずれも大きいため、監督及び指導活動を大幅に強化しなければならない。地方各級人民法院は中央の全面的な計画や最高人民法院によって統一された要求にもとづいて、当該地区の実情を踏まえつつ、各方面への配慮、地区の事情に応じた措置の採用、実施方法の分類、徹底的な実行などを念頭におき、実質的な効果を上げる必要がある。最高人民法院と高級人民法院は下級人民法院の司法改革業務に対する監督及び指導を担当し、適切に状況の通報や指示の要請及び報告、検査制度の督促を行い、適切な検査及び査定、経験の総括、協調の督促、情報のフィードバックなどの業務を行い、統一された調整や重点的な監督査察を行い、全国法院司法改革業務が一貫した秩序のもとに進行するように保障する。上級人民法院は下級人民法院の司法改革業務を強力に支持し、各種プロジェクトの進展状況を適時把握し、改革の動向を全面的に把握し、新たに発見された問題を効率的に解決する。末端人民法院と中級人民法院が制定する本綱要履行のための具体的な業務方案に

については高級人民法院への報告、同院による批准を経てから実施されるべきである。地方各級人民法院は司法改革業務方案実施の過程において新たな状況や問題を発見した場合、速やかに等級順序を経て最高人民法院に上告しなければならない。高級人民法院は最高人民法院による配置や現地の実情を踏まえて改革プロジェクトの試験的实施地区を選択し、実践による省名によって実質的な効果を認めた後に全面的に推進するという方法を採用することができる。改革試験地区に関する方案は最高人民法院の同意を得て初めて実施がかのうとなる。重大改革試験地点に関する方案は最高人民法院による中央への報告と、その後の中央による審査によって同意されてはじめて実施が可能である。各級人民法院は司法改革業務の調査研究と理論的革新をよりいっそう強化し、科学的な論理及び方法を用いた司法改革指導を實踐し、人民法院司法改革業務が法律面、政治面、社会面において良好な成果をあげることを保障し、経済の良好かつ急速な発展の促進や社会の公平・正義の保障、社会の調和や安定の保護のために新たな貢献を行う必要がある。